

設計変更ガイドライン

令和6年9月改正

桐生市

令和2年11月改正
令和元年7月制定

目 次

1. ガイドラインの目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
(1) 設計変更の基本的な考え方	1
(2) 設計変更と契約変更	2
(3) 設計変更を行う場合の対象となる事項とその根拠条文	2
3. 設計変更が不可能な場合	5
4. 設計変更が可能な場合	6
5. 設計図書の確認と手続き	7
(1) 契約約款第18条（施工条件等）の手続きフロー	7
(2) 契約約款第19条（設計図書の変更）の手続きフロー	8
(3) 契約約款第20条（工事の中止）の手続きフロー	8
(4) 契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）の手続きフロー	8
6. 設計図書の照査	10
7. 指定と任意の使い分けについて	12
8. 条件明示について	14
9. 別途契約の工事について	16
10. 契約変更を行う時期	16
11. 変更理由書の記載について	16

1. ガイドラインの目的

桐生市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、公園、上下水道、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。これらの工事は、地形、地質、天候などの自然条件や、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、予期することのできない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

国では、平成26年6月に改正した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成、確保することが明記されました。「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明確化されました。さらに、発注関係事務の運用に関する指針では、発注者が必ず実施すべき事項として、「現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成する」及び「施工条件の変化等に応じて、必要と認められるときは、適切に設計図書を変更する」ことが示されました。

本ガイドラインは、建設工事請負契約約款を踏まえ、設計変更における課題や留意点をとりまとめ、ルールに基づいて組織的に対応できるよう、手続きの方法、変更が可能なケースを明確にし、設計変更の円滑化、適正化を目的としています。

2. 設計変更の基本事項

（1）設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであります。設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り行うものです。

このため、下記、ア・イのような当該工事の目的を変更してしまう場合などは、上記の設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできず、別途契約となります。なお、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととします。

ア 当初契約した施工場所以外での施工を追加する場合

イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合

○設計変更：図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

○契約変更：建設工事請負契約約款第24条又は25条の規定により協議し、工期又は請負金額の変更契約を締結することをいう。

○設計図書：図面、施工条件明示、工事の施工に関する工種や設計数量及び規格を示した図書（質問回答書を含む）をいう。

2) 設計変更の対象事項

建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は契約約款第19条（設計図書の変更）に、受注者の責によらない事由による工事の中止については契約約款第20条（工事の中止）に、また、受注者の責によらない事由による工期の延長は契約約款第22条（受注者の請求による工期の延期）に規定している。

契約約款第18条第1項（条件変更等）（抜粋）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第19条（設計図書の変更）（抜粋）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第20条第1項（工事の中止）（抜粋）

受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款第22条第1項（受注者の請求による工期の延期）

受注者は天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

（3）設計変更を行う場合の対象となる事項とその根拠条文

設計変更の対象事項	契約約款
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が 一致しない こと。 例) ア 図面と設計書で、材料の名称や規格が一致しない イ 図面と設計書で（構造物延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない ウ 平面図と縦断図で（管布設延長、材料等）が一致しない ※建築工事の場合において、他の工種との間で相殺でき、目的物を完成することができる場合はこの限りではない。	第18条 第1項 第1号
2 設計図書に 誤謬（ごびゅう）又は脱漏（だつろう） があること。 例) ア 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない	第18条 第1項 第2号

イ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない エ 使用する部材の品質が明示されていない ※建築工事の場合において、他の工種との間で相殺でき、目的物を完成することができる場合はこの限りではない。	
3 設計図書の表示が明確でないこと。 例) ア 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である イ 水替工実施の記載はあるが、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない ウ 図面の記載内容が読み取れない	第18条 第1項 第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 例) ア 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない イ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない エ 設計図書に示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した オ 施工中に設計書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった カ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した	第18条 第1項 第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 例) ア 一部に軟弱な地盤又は転石があった イ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった ウ 掘削断面に地下工作物が出現し取り壊しが必要になった エ 住民運動、環境運動等による事業の妨害	第18条 第1項 第5号
6 発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない 例) ア 関係官公署等（警察、河川・鉄道の管理者、電気・ガス・通信等の事業者、消防署等）の事前協議内容に変更が生じたため、施工内容を変更する イ 関連工事との調整により施工条件が変わったため、施工内容を変更する ウ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合	第19条

エ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費の率分以外）を必要となった オ 当初設計で予定していた残土等の処分先を変更する場合 カ 交通誘導警備員の配置人数等が、道路使用許可や実際の現場で従事した人数の内容と一致しない。	
7 工事用地等の確保ができない等のため又は天災等により受注者の責めに帰すことができない事由により受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 例) ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない イ 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された エ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた オ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない カ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）	第 2 0 条
8 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ※工期の延長は第 1 9 条による設計図書の変更がない限り、受注者の求めによる場合に限られる。	第 2 2 条

3. 設計変更が**不可能**な場合

【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

ア 設計図書に条件明示のない事項において、**発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合**

→ 受注者は、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

イ 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工した場合**

→ 契約約款第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知することになっている。

ウ **「承諾」で施工した場合**

→ 受注者自らの都合により、施工方法・使用材料等について監督員の同意を得たもの

エ 工事請負契約書・群馬県土木工事標準仕様書等に定められている**所定の手続を経ていない場合**（契約書第18条～25条、群馬県土木工事標準仕様書1-1-1-13～1-1-1-15、公共建築工事標準仕様書(建築編)1-1-8～1-1-10)

→ 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

オ **正式な書面(工事打合せ書)によらない事項**(口頭のみ指示・協議等)の場合

→ 契約約款第27条「臨機の措置」で対応するような場合又は緊急を要する場合その他の理由により監督員が口頭による指示を行った場合はこの限りではないが、後日速やかに書面による指示・協議等を行うこと。

■ **協議**：書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

■ **承諾**：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

契約約款第27条（臨機の措置）（抜粋）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

4. 設計変更が**可能**な場合

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

ア 条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期し得なかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。

（ただし、所定の手続が必要。）

イ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合。

ウ 所定の手続（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。

（「協議等」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）

エ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

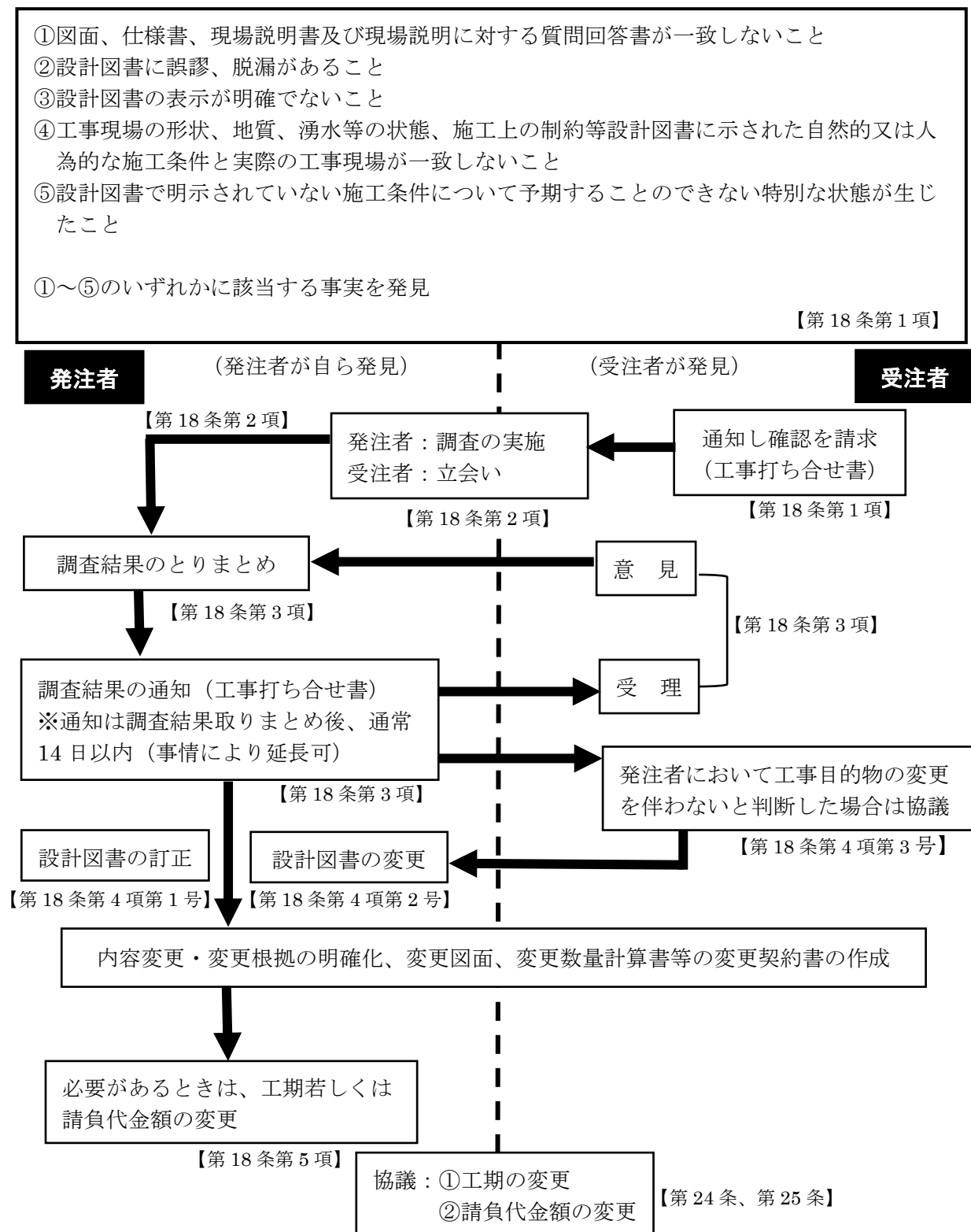
オ 受注者の責によらない工期の延期や短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

■指示：契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

5. 設計図書の確認と手続き

(1) 契約約款第18条（条件変更等）の手続フロー

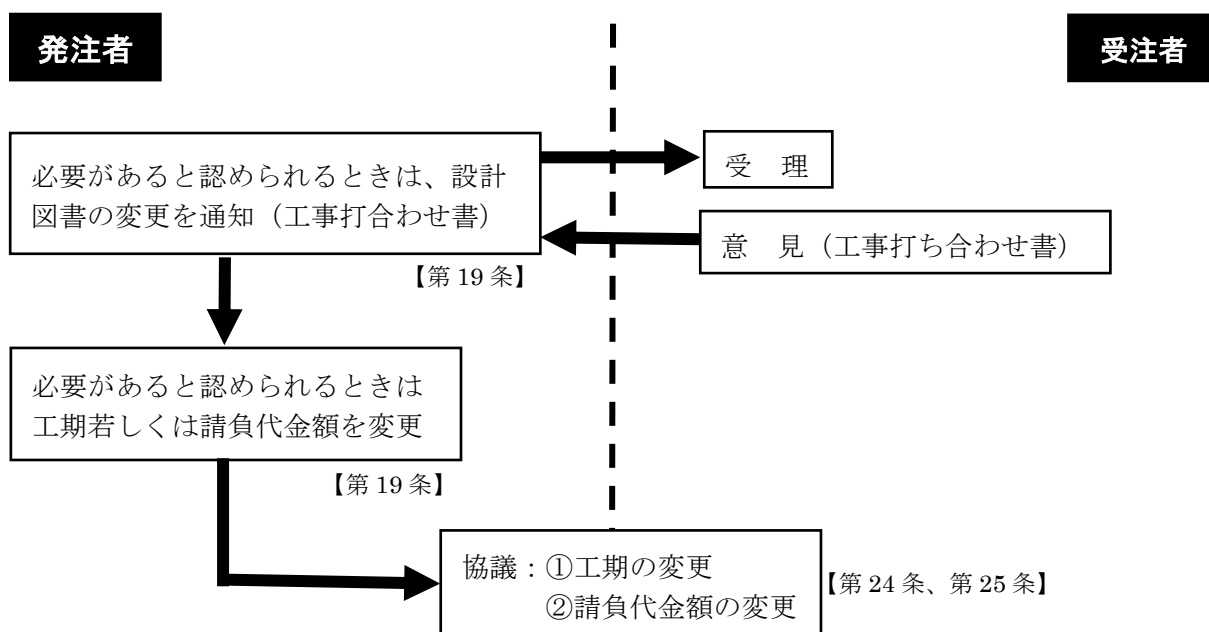
受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



- ・ 設計図書の訂正：契約約款第18条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合
- ・ 設計図書の変更：契約約款第18条第1項第4号、第5号のいずれかに該当する場合

(2) 第19条（設計図書の変更）の手続フロー

発注者は、必要があると認めるときは、契約約款第19条により設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。



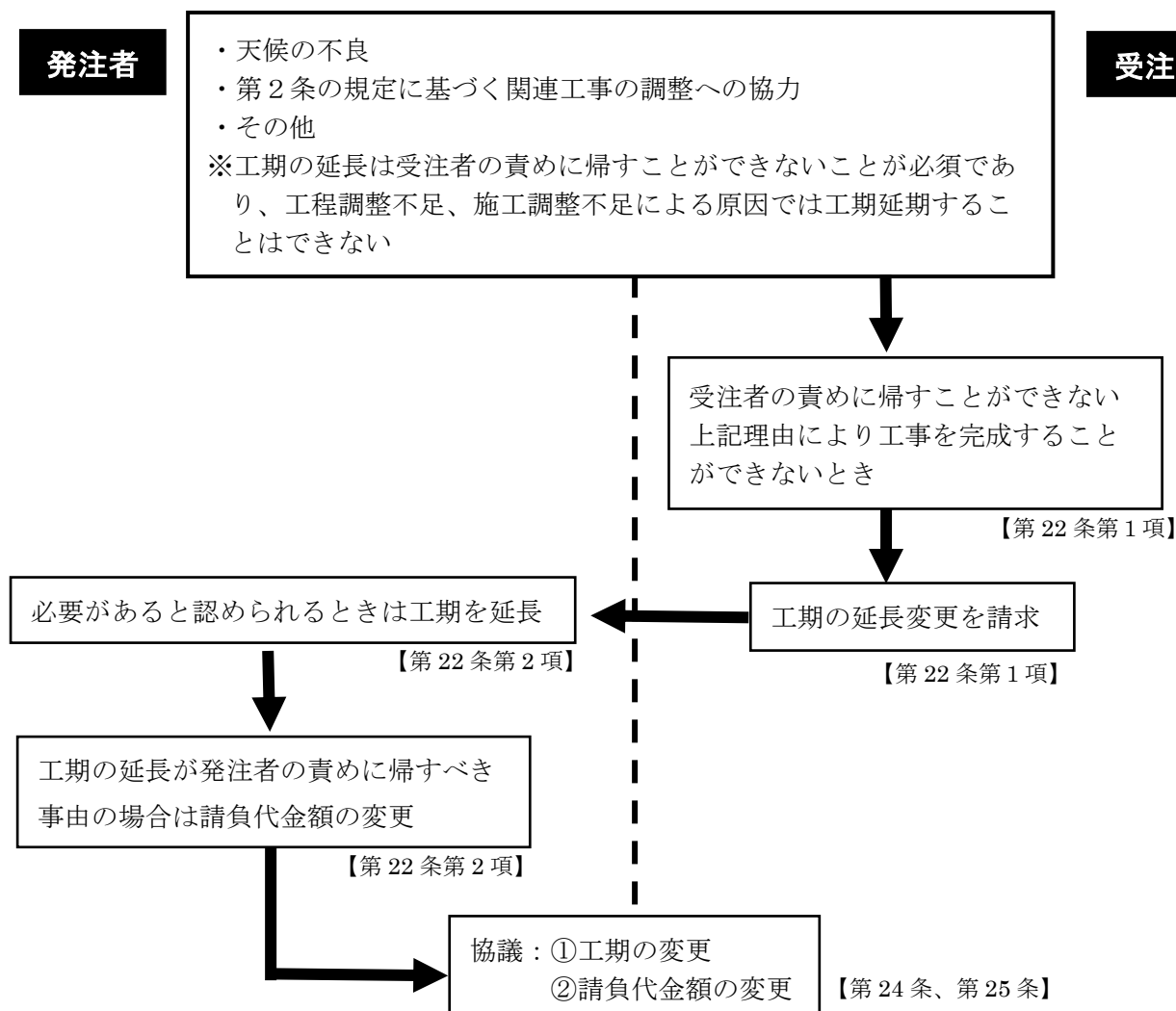
(3) 第20条（工事の中止）

受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、発注者は、契約約款第20条第1項により工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

手続きについては、土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）Ⅱ工事一時中止に係るガイドライン（平成30年度3月国土交通省関東地方整備局）、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）Ⅲ工事一時中止ガイドライン（平成27年度5月国土交通省管庁営繕部）等を参考に受注者・発注者の協議によるものとする。

(4) 第22条（受注者の請求による工期の延長）の手続フロー

受注者は、受注者の責めに帰することができない事由によって工期内に工事を完成することができない場合には、契約約款第22条第1項により工期の延長を請求することができる。



6. 設計図書の照査

(1) 基本事項

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することで、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点が無いか確認することである。

1-1-1-3 設計図書の照査等（群馬県土木工事標準仕様書抜粋）

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 「設計図書の照査」の位置づけ

◆受注者は、工事請負契約書に基づいて、設計照査を行うこととなる。

■設計図書の照査に係わる規程について：契約約款第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

◆照査結果から契約約款第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。

◆土木工事においては、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

(3) 設計図書の照査の範囲をこえるもの（設計変更が可能なケース） 土木工事における受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- ①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

- ②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④構造物の位置や計画高さ、延長等が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
- ⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。
- ⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪設計根拠までさかのぼる見直し、必要とする工費の算出。
- ⑫舗装維持工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、群馬県土木工事標準仕様書「10-14-4-3 路面切削工」「10-14-4-5 切削オーバーレイ工」「10-14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

7. 指定と任意の使い分けについて

【定義】

指定とは、工事目的物を施工するに当たり、**設計図書で指定したとおり施工を行わなければならない**ものである。受注者の自主的選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

任意とは、工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である**受注者の責任による自主的な選択が原則**であり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものである。

なお、指定・任意にかかわらず、施工条件の明示(地質条件、廃棄物処理条件等)はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

【基本事項】

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

(1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

(2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更を行わない。

(3) 任意の場合でも、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

(契約約款第1条第3項)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

(1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

(2) 任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象とはしない）

(3) 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意する必要がある。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工すべき」との対応。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約約款第1条第3項より、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置づけ）	仮設、施工方法等について具体的には指定しない（契約条件ではないが、参考図※として標準的工法を示すことがある）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に応じた設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

※参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではない。

その他

＜指定仮設とすべき事項＞

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切がある場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・関係官公署との協議により制約条件がある場合
- ・新技術、新工法又は特許工法を採用する場合
- ・その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合

【仮設の設計変更の留意点】

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選定するため、必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

なお、指定仮設は設計変更の対象とする。

8. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約約款に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	1 他の工事の着手又は完成の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、着手又は完成の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7 設計工程上見込んでいる休日日数等の作業不能日数。
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4 受注者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2 水替え・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

工事用道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合は、その経路、期間、時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間。
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等。

9. 別途契約の工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続を行うが、その変更部分が「設計変更の基本的な考え方」を超えるものについては、設計変更手続を行うことはできないので、必要に応じて、当初の工事とは別途契約の工事として発注すること。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、別途契約の工事が必ず随意契約で発注されるわけではない。随意契約により契約を締結する場合は、対象となる先行する工事がまだ施工中であることを前提に、工期短縮、経費節減の確保等有利と認められる必要がある。具体的には、先行する工事と密接に関連する附帯的な工事、当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった別途契約の工事等であることが求められる。

10. 契約変更を行う時期

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

軽微な設計変更に伴うものとは、原則として次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- (2) 追加の工種に係るもの
- (3) 変更見込み金額が10%を超えるもの

11. 変更理由書の記載について

変更することが必要になった原因、対象約款条項、対応策について明確かつ簡潔に記載すること。

【変更理由書記載例】

◆○○工について、平面図と仕様書の延長が不一致であった。このことが建設工事請負契約約款第18条第1項第1号に該当することから、平面図の延長に統一したい。

◆標準横断面図の舗装構成に誤りがあることが判明した。このことが建設工事請負契約約款第18条第1項第2号に該当することから、標準横断面図を訂正したい。

◆平面図に表示されている集水桝①が設計図書では計上されていないことが判明した。このことが建設工事請負契約約款第18条第1項第2号に該当することから、集水桝①を計上したい。

(注)第1号～第3号については、設計図書を精査していれば、変更の防止はできるので基本的に変更の理由として使用することは控えるべきである。

◆現地掘削の結果、当初設計では砂質土と見込んでいたが、れき質土であることが確認された。このことが建設工事請負契約約款第18条第1項第4号に該当することから、No. 3+10.0m ～No. 5 の法面工を種子吹付から軽量法枠に変更したい。

◆当初設計で計画していた既設配水管埋設位置が現地と相違していたため、現地の状況にあわせて既設管との接続調整が生じた。このことが建設工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 4 号に該当することから、配水管路の変更を行いたい。

◆当初設計で見込んでいた既設舗装アスファルトの取壊し厚○ cm と、現地を掘削し実厚□ cm が不一致であった。このことが建設工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 4 号に該当することから、アスファルト運搬処理量を増工したい。

◆現地掘削の結果、軟岩が確認された。このことが建設工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 5 号に該当することから、No. 4+5.0m ～No. 7 の土質を砂質土から軟岩に変更したい。

◆既設天井を撤去したところ、当初設計で見込んでいなかった断熱材の使用が確認された。このことが建設工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 5 号に該当することから、発生材処分費及び運搬費を増工したい。

◆現地法面掘削の結果、No. 2+15.0m ～No. 4 間は切土作業時に下部現道(県道)に土塊、岩が直接落下するおそれがあることが判明した。ついては、建設工事請負契約約款第 19 条に基づき、新たに仮設落石防護柵を 200m 計上し、併せて仮設の設置及び撤去として○日間工期延長したい。

◆残土処分について、当初設計では運搬距離を L=5.0km と想定していたが、現場から 5.0km 以内に適切な搬入場所がなかった。ついては、建設工事請負契約約款第 19 条に基づき、残土の運搬距離を L=7.0km に変更したい。

◆本工事施工中にコンクリート構造物や巨石などの予期せぬ埋設物が多数発見され、施工に不測の日数を要した。このため、建設工事請負契約約款第 22 条第 1 項に基づき、受注者から完成期日延期申請書の提出があった。内容を審査した結果、妥当であると認められることから、建設工事請負契約約款第 22 条第 2 項に基づき、工期を○○日延期し完成期日を平成○○年○月○日までとしたい。